

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

#### 相模原市条例第 7 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部  
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「3 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円」を「6 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決を経た契約については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。